

岩国市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和5年11月15日

岩国市監査委員 平井健司

岩国市監査委員 品川充洋

岩国市監査委員 松川卓司

令和5年度第1回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 健康医療部錦中央病院
- (2) 健康医療部美和病院
- (3) 健康医療部訪問看護ステーションさくら
- (4) 建設部下水道課
- (5) 下水道事業 建設部下水道課、建設部都市排水施設課、
農林水産部農林整備課、由宇総合支所農林建設課、
周東総合支所建設課、錦総合支所農林建設課、
美和総合支所農林建設課
- (6) 選挙管理委員会事務局
- (7) 水道局

3 監査の実施期間

令和5年9月11日から同年10月4日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和5年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和5年度の財務等に関する事務事

業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。